

「第4回官製市場民間開放委員会」会議後記者会見録

平成16年7月8日(木)

15:40~16:00

永田町合同庁舎第4会議室

宮内委員長 お待たせいたしました。ただいま第4回「官製市場民間開放委員会」が終了いたしましたので、その模様につきましてお話し申し上げます。

今日はお手元の資料にもございますように、3つのワーキンググループの進捗状況を御報告いただき、その内容につきまして議論をさせていただきました。

それから最後に8月上旬に予定をされております、中間とりまとめの全体の構成に関するたたき台を作成し、その議論をいたしました。

以上でございます。

各主査においていただいておりますので、中間とりまとめに係る3つのワーキンググループの進捗状況につきまして、御報告をいただきたいと思っております。まず草刈主査からお願いいたします。

草刈主査 私の担当は、主要官製市場改革ワーキンググループです。前身の総合規制改革会議の17の重点項目というのを議論したわけですが、その中で特に国民生活と密着している、医療、介護、教育、といった分野について重点的に今年は取り組んでいこうということで、4つのテーマで議論を行ってきました。

1番目は、混合診療の解禁。

2番目が、医療法人への出資額に応じた議決権の容認。

3番目が、介護分野における施設サービスと在宅サービスの一元化。

4番目が、異なる経営形態の学校間の競争条件の同一化、言ってみれば私学助成を株式会社立、あるいはNPO立にも当然適用すべきである、という以上4つのテーマで、今まで計7回議論をしてきました。

その中には、6月23日に医師会と、6月28日に文科省と、それぞれ公開討論を行ったことは既に御承知のことかと存じます。

今の段階では、大体我々の考え方をとりまとめたペーパーを、内部的に整理をしておりますので、それをベースにして、これから中間とりまとめに向けて、最終的なディスカッションを委員間で行っていくと。それで、中間とりまとめの段階では、もう少し具体的なものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

宮内委員長 それでは次に、資料1にございます横断的手法ワーキンググループの八代主査からお願いいたします。

八代主査 資料1にあります、横断的手法ワーキンググループですが、これは官業の民間開放を各省横断的に行うための手段として、諸外国でも導入実績のある、官民競争入札ということを考えおり、その審議を行っております。

これは、現在、曖昧にされていることが多い官の事業のコストを、まずは明確化させると、そしてそれを開示させることによって、民間が参入することが可能というような場合には競争入札にかけて、その結果、民間の方が効率的に行えるのであれば民間に任せるとというのが基本的な考え方であります。

これについては、有識者ヒアリングや公開シンポジウム等を行い、多くの方から意見を頂戴しました。それに沿って今、中間とりまとめを作成中であります。今後、各省と色々意見交換して、仕上げていくということになります。

宮内委員長 それでは鈴木主査、お願いします。

鈴木主査 それでは、官業民営化ワーキンググループの進捗状況等について御説明させていただきます。

このテーマは、2002年にも一度取り上げたわけですが、今回は国の行う事務・事業等について14のジャンルに分けて、網羅的な調査を5月以降行い、その結果、各調査票を6月の終わりに集約しました。現在段階では812項目、これはまだ追加される可能性がございますけれども、そのような回答が寄せられております。

これに対して、私どもの方はそういうものを個々に折衝し、そしてなぜ民間開放ができないのか、開放ができる場合には、一体どういう形で開放していくのか、それ自身が民営化するとか、あるいは民間に移譲するとか、そういうことができないものである場合には、包括的な事務・事業の委託ができないのか、その包括委託も無理だとするならば、個別にすることはできないのか。そのような作業に取り掛かっている最中でありまして。

ワーキンググループは、調査票集約後2回開催しました。山場は実は来週から再来週にかけてでして、来週から各省のヒアリングに入ります。これは各省庁の事務・事業の中で、特に大きな問題と考えられる項目を取り上げて、約三十以上の事項についての各省庁のヒアリング、及びディスカッションを、12日、15日、20日に行う予定にしております。その段階で一旦整理して中間とりまとめの中に組み込みますが、秋以降、この取り上げた以外のものも含めて範囲を充実させて、そして個別に民間開放を促進していくというスケジュールに乗せていきたいと思っております。

以上です。

宮内委員長 以上が現在のワーキンググループの進捗状況でございます。これが中間とりまとめに至るまでの間に折衝を重ね、どれだけ深みが出ていくかということで、これから各委員の方々に御努力をお願いするわけでございます。

それから今日の会議では、中間とりまとめの全体の構成について議論したわけでございます。この官製市場の民間開放というものの当会議の取り組みの仕方、その意義を前文に記載し、そしてこの各ワーキンググループの成果を各論として付けるというような形にな

ろうかと思えますけれども、まだ文章その他につきましては、いろいろ議論をしていかなければいけないと思えます。

いろいろな質疑が出た中で、民間開放した場合に、いわゆる事後評価というものをどう組み込んでいくのかということについて、幾つかの議論がなされました。第三者による公正な事後評価が必要であるという考え方に対しまして、そういう公正な事後評価というのは可能かどうか、いろいろ政府の機関の中で、そういう評価機関ができてはいるけれども、果たしてそれが公正な事後評価になっているのか、我々はそれに対してどういう形のことを考えればいいのかと。また、監視機関というものにつきましても、あればいいということではないのではないか、監視機関のやっている内容ということにつきまして、よく見る必要がある、あるいは監視機関自体もその他の同様の機関と競争関係にあるということが必要ではないか、といった議論もされたわけでございます。

そういう今日の議論を踏まえまして、とりまとめの最終版をつくらうということでございます。

以上のようなことで会合は終わりました。御質問ございましたらどうぞ。

記者 そもそも中間とりまとめは7月を予定されていたと思うんですが、何故8月になったのですか。

宮内委員長 日程調整上の問題です。7月末にとりまとめで、8月初旬になるというのが今の日程です。これは少し変わるかもしれませんが。

記者 この資料1にある7月26日の会議とありますけれども、これは規制改革民間開放推進会議の会合のことを指しているんですか。

宮内委員長 7月26日は本会議でございますから、規制改革・民間開放推進会議です。

記者 要するに、そこでは何を議論するのですか。

宮内委員長 本日議論したものの報告をお聞きして、意見調整するということになると思えます。

記者 その後、もう一回8月初旬ぐらいに本会議を開いてと。

宮内委員長 その後、意見をまとめて最終版にしてと、そういう流れです。

記者 26日までの間に官製市場民間開放委員会をまた開くという可能性はあるんでしょうか。

宮内委員長 この会議は開かないと思えます。各項目の調整、折衝は、毎日続くということなんです。

記者 官業民営化ワーキンググループの12日、15日、20日のヒアリングというのは、これは公開、非公開のいずれなんでしょうか。

鈴木主査 非公開で考えております。

記者 特区では、役所から聞くのは公開というスタイルもあったかと思えますけれども、今回は非公開というのは。

鈴木主査 今回は非公開でディスカッションをさせていただきたいと考えています。

記者 そのねらいみたいなものは何かあるのでしょうか。

鈴木主査 別にねらいというのはございませんけれども、ある程度、率直な意見交換というものを、皆さんがおるから率直でなくなるというわけでは決してございませんけれども、そういうことで非公開で行いたいと思います。

記者 それと委員長に伺いたいんですけれども、金子大臣が、規制改革の国会議員の方々と規制改革の民間の方々との間のコミュニケーションが今まで溝があったのではないかと、秋ぐらいのイメージで意見交換というか、いろいろ話し合う場を設けていきたいという考えをおっしゃっていたんですけれども、それについてはどういうふうにとらえられていらっしゃるのでしょうか。

宮内委員長 コミュニケーションがよかったか、悪かったかということを経過去の会議等でどう理解するかということですが、私も鈴木さんも八代さんも、いままで何度かそのような話し合いを、御要望があれば必ずやっていたと思います。

理解しあえたかどうかというと、これはよくわかりませんが、我々はそういう御要望があれば当然に話し合いをさせていただきたいと思います。

記者 逆に金子大臣からこんなふうにみたいなことを直接お話になった分はあるんですか、その件について。

宮内委員長 もっと機会があった方がいいのではないかと、というのが大臣のお考えではないかと思いますが、これは相手の都合もございますから。

記者 そういう提案であれば、前向きにもっと深く、もっと密にやれるのであれば、それに越したことはないかと。

宮内委員長 私は過去、お呼びがある都度出席したと思います。正式な委員会等にも出てまいりました。

記者 宮内さんから話し合いをしたいというふうに申し入れるということはないんですか。

宮内委員長 必要があればさせていただきたいと思いますが、今のところは我々の作業の方が非常に忙しくて、ある難解な問題で理解の齟齬があるというようなことがもしあれば、当然にお願いしないといけないし、この点については是非御理解いただきたいというようなことがあれば、当然こちらからお願いすると、そういう場面もあるかもしれません。

記者 たたき台のたたき台の件なんですけれども、例えば混合診療なんかについては、前回、日本医師会と公開討論をなさったときのような条件で解禁を求めていくというような方向性はそれでよろしいのでしょうか。

宮内委員長 実はそのところは、この間の医師会との公開討論は一つのステップとして、中間とりまとめをどういう形で書き込んでいくかということについては、まだちょっと委員会の中では決まっておられません。非常に一般論というか、大きな枠でテーマ出しをするか、もっと絞っていくかということ、これはちょっと考えさせていただきたいと思います。

記者 官業民営化等ワーキンググループの方なんですけれども、この中で 30 項目程度に選定ということなんですけれども、例えば、こういったものがこの 30 項目の中に入ってくるんですかね。

鈴木主査 14 ほどのジャンル分けをしております。例えば、許可、認可、審査、あるいは検査、検定、判定、試験、講習、推薦、登録、交付、監視、給付、研究業務、研修、統計、測定、製造・調製。その中でそれなりにいろいろなものがあって、それが先ほど申し上げた 812 という数になるわけなんですけれども、私どもこの 812 全体については、できるだけ幅広に多くやりたい。しかしながら、これは 3 年間を通じての目標です。そういう考え方を持っているということ、第 1 点として申し上げます。

そして、とりあえず選んだ 30 というのは、これは 12 日、15 日、20 日に、朝 10 時から始まりまして夜 6 時まで、なかなかそれで終わることはないのですが、その中で、今言ったジャンルと各省庁との組み合わせというものも考えて、かつ一番注目するような大きな問題を先に扱おうということで、選んだものでございます。

例を挙げますれば、警察関係で、前回は違法駐車を取り締まりというので大きな成果を上げたわけなんですけれども、更にもう少し警察が本来の業務に集中できるようにすることはできないのであろうかと、そんな視点で考えたものに、事故調査についても民間委託ができないのかというような視点があるわけでございます。

更に、国税や地方税につきましても、徴収業務を民間に開放することはできないのかと。そんなことを含めまして、大体 30 はあるということになります。この 30 は、この 3 日間でやれる時間的、能力的限界であるにすぎないということは御記憶いただきたいと思えます。

秋口にかけて、更に同種のものということで拡大していく方向で考えております。

記者 今回、選挙で各地世論調査では自民党になかなか厳しい結果が、今のところ中間的な時点では出ているんですけれども、前に宮内議長御自身、規制改革については総理のリーダーシップによるところが大きいということをおっしゃっていましたが、仮に選挙結果によって、総理の求心力が弱まった場合、今、こうした議論に与える影響はどうかと思われませんか。

宮内委員長 そこまではまだ考えておりません。今の時点で私がコメントすべきことでもないような気がしますので。

記者 選挙後にまた伺います。